

第3次美濃加茂市 一般廃棄物処理基本計画 (令和3年 ~ 令和12年)



Walkable City
Minakama

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



令和3年4月
美濃加茂市

目 次

第1章 計画策定の基本的事項	
1 計画策定の主旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 ごみ処理の沿革	2
4 計画対象区域	3
5 計画区域の概要	3
第2章 ごみ処理基本計画	
1 ごみ排出量	4
(1)収集ごみの排出量	4
(2)がれき類	6
(3)ペットボトル、食品トレイ・発泡スチロール	7
(4)廃乾電池	8
(5)集団資源回収	9
2 令和元年度までのごみ排出量実績のまとめ	10
3 目標達成及び計画に対する結果	11
4 今後の課題	12
(1)ごみの減量化・資源化に関する課題	12
(2)収集運搬、中間処理、最終処分に関する課題	13
5 ごみ処理基本計画方針	13
(1)計画目標年度	13
(2)計画処理区域	13
(3)計画収集人口	13
6 ごみ排出量予測	14
7 ごみ処理基本計画目標	15
(1)目標年度・目標値	15
(2)廃棄物処理・収集・運搬に係る計画	16
(3)循環型社会形成推進地域計画	21
(4)最終処分場に係る計画	21
8 基本計画達成のための施策	22
(1)減量化・排出抑制に係る施策	22
9 計画推進体制の充実	25
第3章 生活排水処理基本計画	
1 生活排水処理の基本と現状及び課題	26
(1)生活排水の基本と現状	26
(2)生活排水の課題	26
2 生活排水処理の理念及び基本方針	27
(1)理念	27
(2)基本方針	27
3 計画目標年次	28
4 生活排水人口の状況	28
5 生活排水等の処理基本計画	29
(1)生活排水の処理計画	29
(2)し尿・汚泥の処理計画	30
6 基本計画達成のための施策	31
7 計画推進体制の充実	33

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の主旨

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）の主旨は、次のとおりである。

美濃加茂市（以下「本市」という。）では、平成12年度に第1次一般廃棄物処理基本計画を策定し、全国に先駆けて実施した（可燃ごみの）有料指定袋の導入など、ごみ政策に関して先進的な取り組みを続けてきた。

平成24年に、第2次一般廃棄物処理基本計画を策定し、環境にやさしいまちづくりを実施し、リサイクル活動を中心に廃棄物の減量化を進め、最終処分場で埋め立て処理を少なくすることを重点に、計画を推進してきた。

平成27年には、国連サミットにおいてSDGsが掲げられ、17のゴールと169のターゲットの中に、廃棄物に関する内容も含まれ、世界的な取り組みが推進されてきた。

我が国では、有限である資源を効率的に活用し、リサイクルを行い、持続可能な形で循環させながら社会生活を行う、循環型社会を目指しています。

国内の環境問題に対し、環境基本法において、製品等が廃棄物となることが抑制され、製品等が循環資源となった場合は、適正に循環的な利用が行われること、循環的な利用が行われない循環資源については、適正な処分が確保されること、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負担ができる限り低減される社会をつくることを定めました。

本市の掲げる「すべての健康のために歩き続けるまち（美濃加茂市第6次総合計画のテーマ）」を達成していくために、市民、行政が協力体制を構築し役割分担を明確にしつつ、市民協働と連携の方策を決定し実行する。これからの環境まちづくりを示すため、一般廃棄物処理を総合的かつ計画的に進めていく必要がある。

この計画では、生活から排出される生活ごみ、事業から排出される事業系一般ごみ、すべてのごみを、市民・事業者・行政の3者が一体となり、4R「リフューズ（断る）リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）リサイクル（再生利用）」の推進を行い、ゴミをつくらない生活を実施し、常に再使用処理やリサイクル等により、排出されるごみの量を減らし、最終処分される廃棄処理量を減らすことを目指します。

このような観点から、本計画において本市のごみの処理処分の現状を把握し、かつ社会全体の情勢の変化と地域の現状を踏まえ、本市の地域特性を十分考慮し、長期的展望のもとに安全で効果的なごみ処理体系の確立のための基本的方策を示すこととする。

2 計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項において、「市町村は、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」としている。さらに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3では、「一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、定めるものとする。」としている。

また、本市の上位計画である「美濃加茂市第6次総合計画」、「美濃加茂市環境基本計画」との整合を図り、循環型社会の形成に向けた計画と位置付ける。

3 ごみ処理の沿革

美濃加茂市のごみ処理は、昭和35年度（昭和35年6月）に美濃加茂市、加茂郡八百津町、川辺町、可児町、御嵩町の1市4町が、し尿、ごみ処理ならびに火葬場等の建設及びその処理に関する事務を共同で実施するため可茂衛生施設利用組合（一部事務組合）を設立したことに始まる。当初のごみ処理は、昭和35～36年度にかけて建設した10ト/日の焼却炉（固定炉）により行われていた。可茂衛生施設利用組合は、その後39年に可児郡兼山町、坂祝町、白川町、富加町、七宗町、東白川村が加入し、昭和57年に可児町が可児市となり、その後平成17年に兼山町が可児市へ編入し現在の2市7町1村となった。

表1 ごみ処理に関わる施設整備の経過

昭和35年度	可茂衛生施設利用組合設立（1市4町）
昭和39年度	兼山町等の可茂衛生施設利用組合へ加入（2市8町1村）
平成4年度	事業系可燃ごみ有料指定袋制の導入（15円/枚）
平成6～8年度	美濃加茂市山之上ガレキ処分場（159,600 m ³ ）建設
平成10年度	ささゆりクリーンパーク完成（エコサイクルプラザ、最終処分場） 焼却炉 240ト/24h・溶融炉 60ト/24h・不燃物処理施設 66ト/5h 延床面積 16,606 m ²
平成16年度	緑ヶ丘クリーンセンター完成 100キロリットル/日 （し尿 36キロリットル/日+浄化槽汚泥 64キロリットル/日） 下水道汚泥受入れ量 1.32 t/日
令和 元年	新可茂聖苑完成運営開始

4 計画対象区域

○本計画の対象区域は、美濃加茂市全域とする。

5 計画区域の概要

○美濃加茂市におけるごみ処理は、次の5項目に分類できる。

①市での収集および可茂衛生施設利用組合での処理

(可燃物、資源物、不燃ごみ、粗大ごみ)

②市での収集および許可業者等への搬入での最終処分場処理

(がれき類) (特定ごみ)

③市での回収箱による収集

(廃乾電池、廃蛍光管、廃小型家電等)

④市での指定集積所における収集および民間業者での再資源化

(ペットボトル、食品トレイ、発泡スチロール)

⑤PTA等による集団資源回収(新聞紙、雑誌、段ボール、アルミ缶等)

このうち①～④は、市で集積所および収集方法、収集回数を定めて収集している。

これらの収集・処理区域は、美濃加茂市が対象であり、行政区域全域が処理区域となっている。したがって、計画処理区域内人口は行政人口と等しく、ごみ処理の計画処理区域外人口は存在しない。

表2 ごみ処理の計画処理区域の概要(令和元年度末現在)

項目	面積、人口
行政区域面積	74.81 km ²
計画処理区域面積	74.81 km ²
計画処理区域外面積	0 km ²
行政区域内人口	57,308 人 (内外国人市民5,384人9.4%)
計画処理区域内人口	57,308人
計画収集人口	57,308人
自家処理人口	0人
計画処理区域外人口	0人

注) 人口は、外国人市民を含む。

第2章 ごみ処理基本計画

1 ごみ排出量

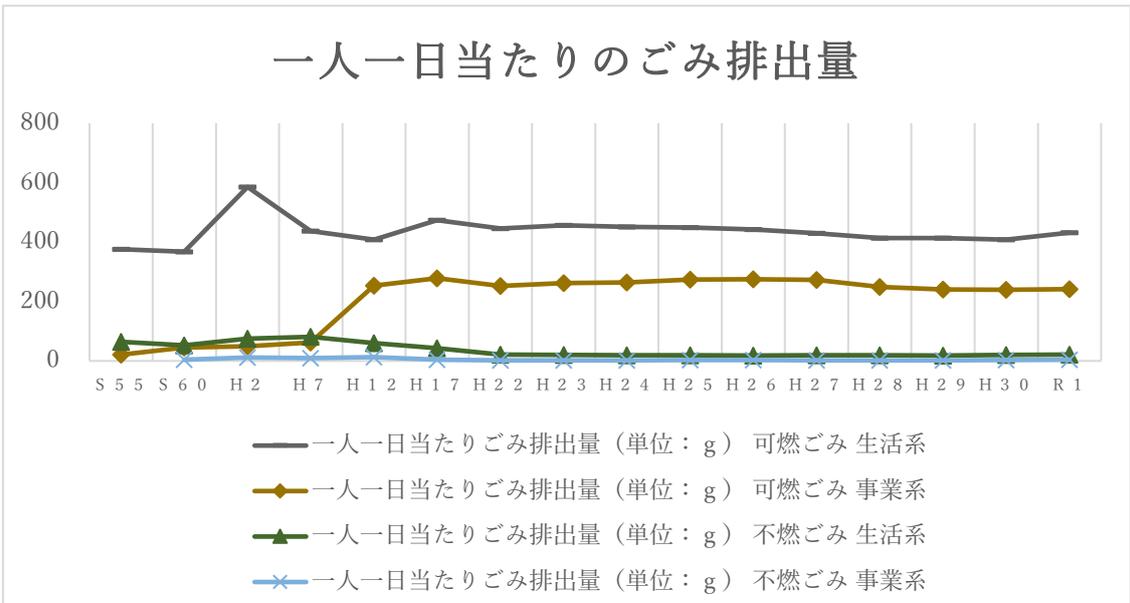
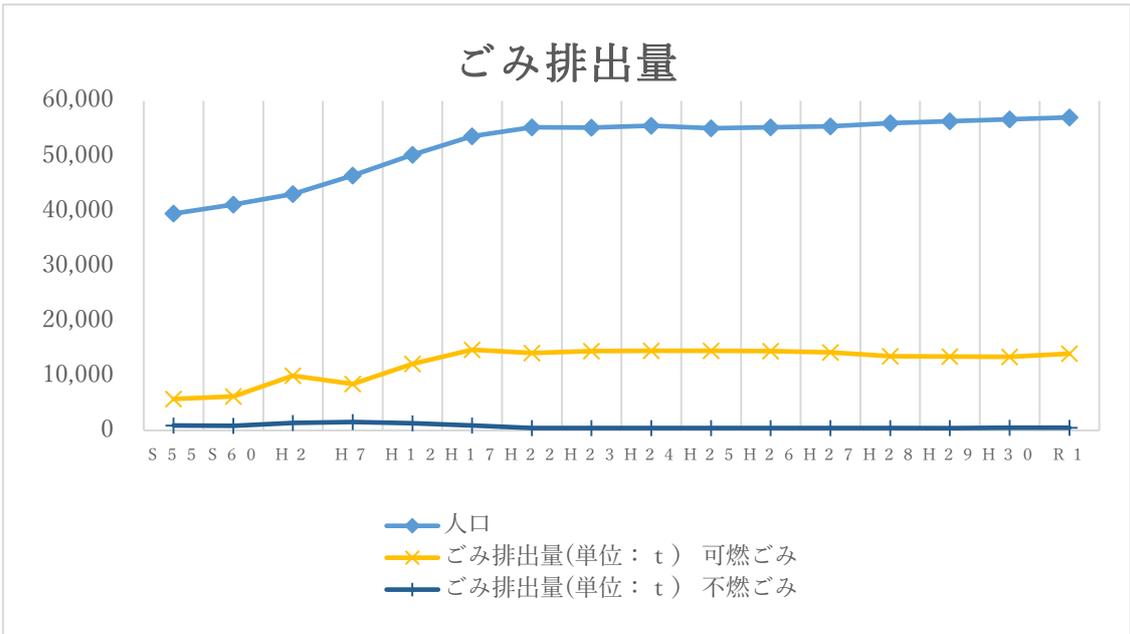
当市は、次の5項目に区分してごみ排出量の実績を整理する。

- ①収集ごみ（市で収集、可茂衛生施設利用組合で処理）
- ②がれき類（市で収集、直接搬入、山之上がれき処分場で処理）
- ③ペットボトル、食品トレイ、発泡スチロール（市で収集、有価物として処理）
- ④特別ごみ（廃乾電池等）
- ⑤集団資源回収による新聞、雑誌、廃油等

(1) 収集ごみの排出量

美濃加茂市資料および可茂衛生施設利用組合資料より、昭和55年度から令和元年度のごみ排出量、可燃ごみ、不燃ごみの生活系、事業系の一人一日当りのごみ排出量は表のとおりとなる。

年度	人口	ごみ排出量(単位：t)							一人一日当たりごみ排出量(単位：g)						
		可燃ごみ			不燃ごみ			合計	可燃ごみ			不燃ごみ			合計
		生活系	事業系	合計	生活系	事業系	合計		生活系	事業系	合計	生活系	事業系	合計	
S 5 5	39,477	5,424	306	5,730	927		927	6,657	376	21	398	64		64	462
S 6 0	41,105	5,517	679	6,196	797	69	866	7,062	368	45	413	53	5	58	470
H 2	43,075	9,204	783	9,987	1,178	188	1,366	11,353	585	50	635	75	12	87	722
H 7	46,404	7,402	1,056	8,458	1,374	168	1,542	10,000	437	62	499	81	10	91	590
H 1 2	50,190	7,473	4,636	12,109	1,103	236	1,339	13,448	408	253	661	60	13	73	734
H 1 7	53,550	9,255	5,442	14,697	845	81	926	15,623	474	278	752	43	4	47	799
H 2 2	55,219	8,985	5,092	14,077	423	40	463	14,540	446	253	698	21	2	23	721
H 2 3	55,162	9,198	5,277	14,475	400	44	444	14,919	457	262	719	18	2	21	740
H 2 4	55,505	9,140	5,354	14,495	389	39	427	14,922	451	264	716	19	2	21	737
H 2 5	55,018	9,007	5,497	14,504	379	53	433	14,936	449	274	722	19	3	22	744
H 2 6	55,185	8,905	5,533	14,438	367	54	421	14,859	442	275	717	18	3	21	738
H 2 7	55,391	8,689	5,506	14,195	400	46	446	14,641	430	272	702	20	2	22	724
H 2 8	55,951	8,437	5,084	13,521	393	39	433	13,954	413	249	662	19	2	21	683
H 2 9	56,293	8,498	4,936	13,434	380	40	420	13,854	414	240	654	19	2	21	674
H 3 0	56,665	8,441	4,952	13,393	419	64	483	13,876	408	239	648	20	3	23	671
R 1	56,993	8,988	5,016	14,003	436	79	515	14,518	432	241	673	21	4	25	698

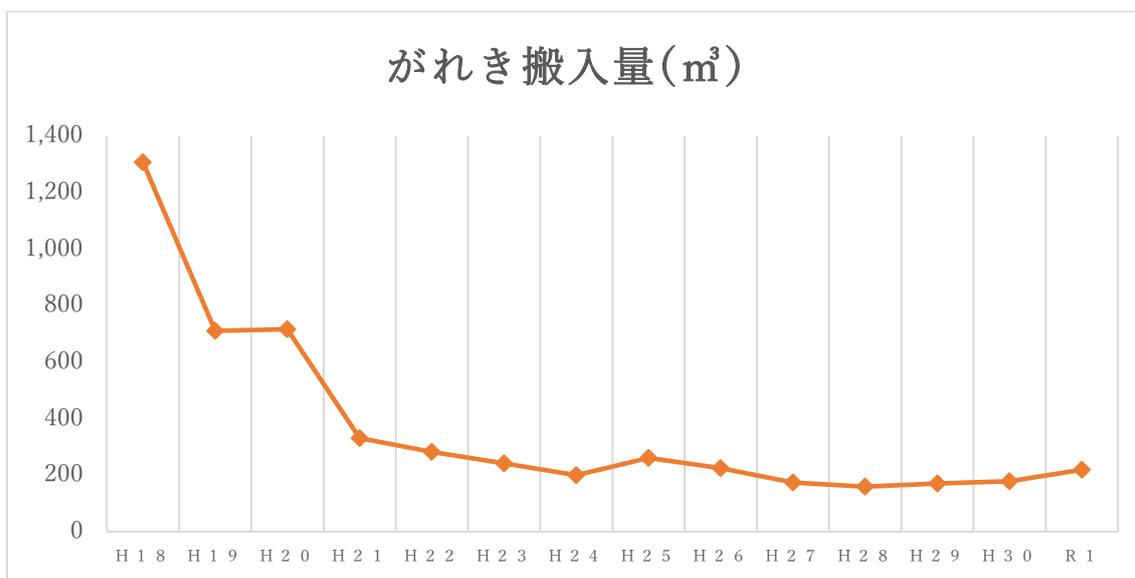


(2) がれき類

美濃加茂市がれき処分場は、平成8年7月に供用開始。平成8年以降のデータを整理した。

単位：m³

年度	処理量	覆土	全容量	残量
開始当初				159,600
H 8～H12	4,604 (平均920.8)	1,980	6,584	153,016
H13～H17	4,674 (平均934.8)	1,494	12,752	146,848
H18	1,307	80	14,139	145,461
H19	710		14,849	144,751
H20	716	600	16,165	143,435
H21	331		16,496	143,104
H22	282		16,778	142,822
H23	241		17,019	142,581
H24	200		17,219	142,381
H25	261		17,480	142,120
H26	225	340	18,045	141,555
H27	174		18,219	141,381
H28	159		18,378	141,222
H29	170		18,548	141,052
H30	178		18,726	140,874
R1	219		18,945	140,655

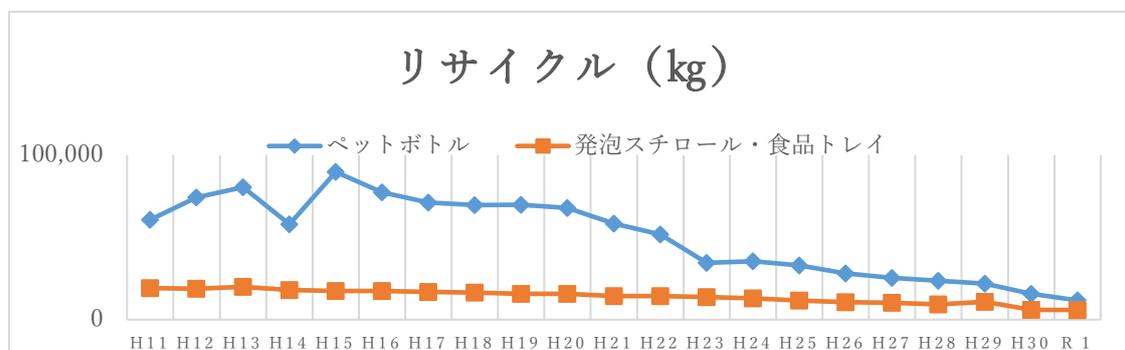


(3) ペットボトル、食品トレイ・発泡スチロール

ペットボトル、食品トレイ・発泡スチロールの収集は、平成11年4月より行われているため、ここでは平成11年以降のデータを整理した。

(単位：kg)

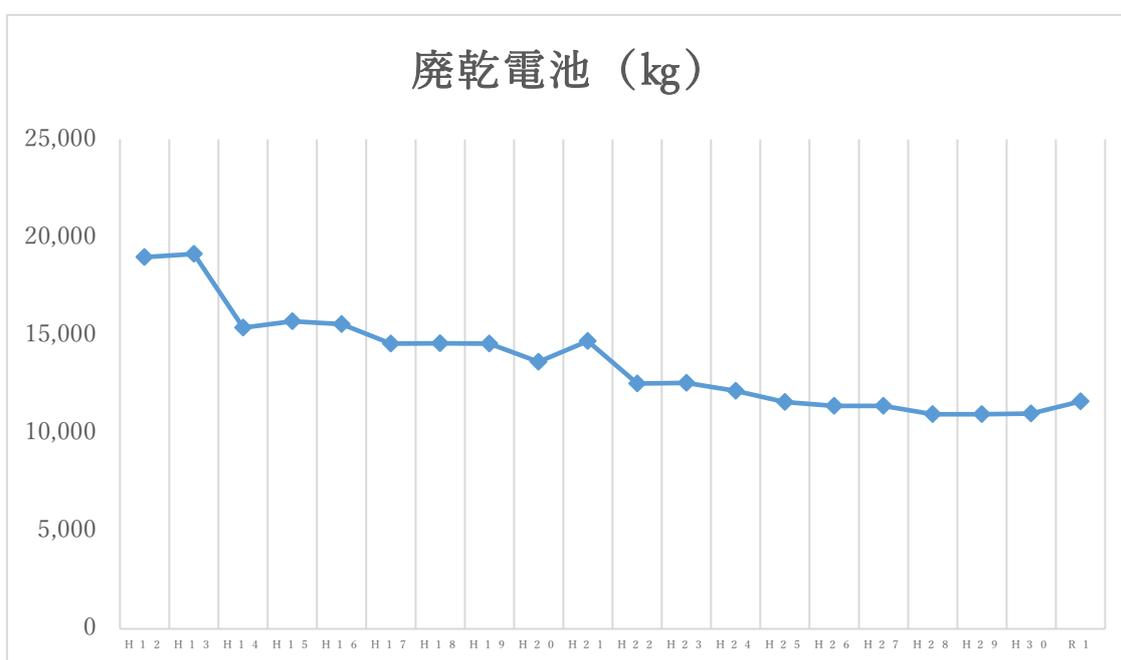
年度	ペットボトル	発泡スチロール・食品トレイ
H11	60,744	19,190
H12	74,225	18,755
H13	80,429	19,903
H14	57,887	17,973
H15	89,714	17,359
H16	77,264	17,394
H17	71,130	16,775
H18	69,640	16,422
H19	69,800	15,740
H20	67,760	15,656
H21	58,340	14,386
H22	51,660	14,223
H23	34,445	13,648
H24	35,520	12,868
H25	32,960	11,482
H26	28,020	10,661
H27	25,260	10,173
H28	23,660	9,294
H29	21,780	10,737
H30	15,710	5,933
R1	11,710	5,811



(4) 廃乾電池

乾電池が規定の保管量となった時点で、廃棄をしている。(単位：kg)

年度	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
廃乾電池	18,994	19,148	15,378	15,708	15,560	14,576	14,586	14,565	13,640	14,700
年度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
廃乾電池	12,523	12,560	12,154	11,588	11,388	11,388	10,962	10,962	11,002	11,610

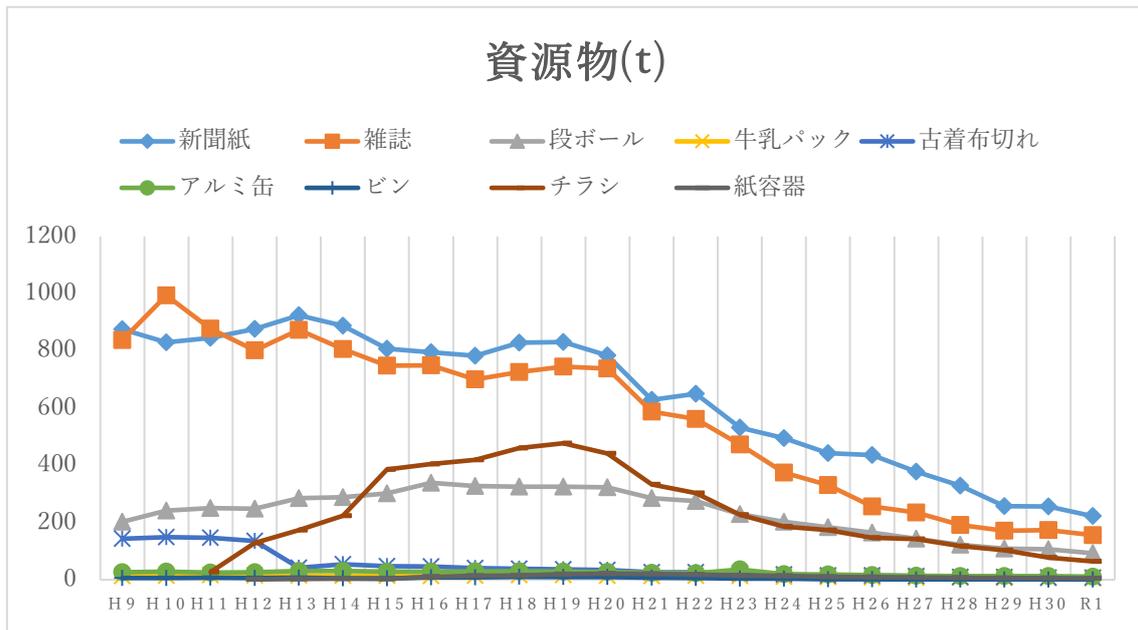


(5) 集団資源回収

地域のボランティア団体が中心となって、資源回収活動を実施している。回収量が多いのは、PTAなどの集団資源回収となっているが、みのかもきらきらエコハウス、牧野エコひろば、美濃加茂市生活学校も定期的に回収活動を実施している。

(単位：t)

年度	新聞紙	雑誌	段ボール	牛乳パック	古着布切れ	アルミ缶	ビン	チラン	紙容器	合計
H9	875.3	837.6	202.6	12.6	143.9	26.3	6.6			2,104.9
H10	830.1	993.7	241.8	14.3	148.9	28.6	5.9			2,263.3
H11	844.9	877.2	250.4	16.6	147.2	25.4	7.2	26.9		2,195.8
H12	875.9	801.6	247.8	14.8	135.7	26.6	6.2	129.4	1.3	2,239.3
H13	924.0	873.2	285.5	14.7	42.3	30.6	7.1	173.5	3.3	2,354.2
H14	887.4	806.5	288.9	14.1	54.2	31.0	5.6	224.0	4.3	2,316.0
H15	807.3	748.1	302.2	14.1	47.9	28.0	4.9	385.0	3.3	2,340.8
H16	794.5	748.9	338.9	12.4	46.4	28.4	8.0	404.2	10.7	2,392.4
H17	783.0	700.0	327.9	14.2	40.9	29.9	8.4	419.0	13.8	2,337.1
H18	828.2	725.6	325.3	15.9	38.3	30.0	10.2	460.6	15.7	2,449.8
H19	830.4	744.5	325.7	16.3	36.9	28.8	10.1	477.0	20.0	2,489.7
H20	783.5	738.0	323.2	13.7	34.4	27.7	10.1	441.0	21.5	2,393.1
H21	629.3	587.1	284.7	12.7	26.4	24.1	7.5	333.2	20.3	1,925.3
H22	650.5	561.3	275.5	13.7	25.9	23.5	5.8	302.5	18.1	1,876.8
H23	531.9	472.9	229.4	13.2	22.7	36.0	3.9	227.0	15.2	1,552.6
H24	494.9	374.9	202.2	10.8	18.9	19.2	4.1	185.3	13.5	1,324.2
H25	442.0	331.2	183.7	9.8	15.6	18.0	1.9	173.8	11.2	1,187.5
H26	436.1	256.5	164.2	8.3	14.8	16.2	1.8	146.3	9.6	1,054.2
H27	377.4	234.4	143.1	7.7	12.9	13.7	1.2	142.3	8.6	941.7
H28	328.7	191.9	122.5	7.9	9.6	13.4	1.0	118.2	7.7	801.3
H29	256.7	171.1	108.9	6.3	9.1	12.8	0.6	103.3	6.7	675.8
H30	256.2	173.4	106.7	5.7	7.7	13.4	0.8	77.9	6.1	648.3
R1	222.4	156.2	92.8	5.2	7.2	11.2	0.7	63.7	4.9	564.7



2 令和元年度までのごみ排出量実績のまとめ

平成22年度の人口は約55,200人、それに対し、令和元年度の人口は約57,000人で、1,800人の人口増加となり、人口比率は3.2%の増である。

生活系可燃ごみは、平成22年度に8,985トンの実績に対し、令和元年度実績は8,988トンで、実績は3トンの増で比率は0.03%の増となった。

事業系可燃ごみは、平成22年度に実績5,092トンに対し、令和元年実績5,016トンで76トンの減となり、比率は1.5%減となった。

不燃物は、平成22年度の生活系不燃ごみが423トン実績で、令和元年実績が436トンとなり、13トンの増で比率は3.0%増となった。また、事業系は平成22年度が実績40トンに対し、令和元年度は79トンで、39トンの増で比率は197%増となった。

がれき類は、平成18年から減少し始め、200トン前後の排出量となっている。

ペットボトルは、平成22年度が51.66トンの排出に対し、令和元年度は11.71トンとなり、39.95トンの減少となった。

発泡スチロール・食品トレイは、平成22年度実績14.22トンに対し、令和元年度は5.81トンとなり、こちらも8.41トンの減少となった。

乾電池は、平成22年度実績12.52トンに対し、令和元年度実績11.61トンとなり、0.91トンの減少となった。

3 目標達成及び計画に対する結果

(単位：t)

	H 2 2 実績	目標値	R 1 実績	結 果
可燃ごみ	14,077	14,080	14,003	ごみに対する意識改革が進み、ポイ捨てをしない、ごみ減量を実施する、リサイクルを行う、ごみ処理機等を活用する、エコバッグやぼかしを使いごみを出さない生活をする。いろいろな手法で、市民の協力が得られた結果、排出量は横ばい状態となり、目標達成となった。
不燃ごみ	456	438	515	リサイクルが推奨され、4R事業が進む不燃物である。しかし、2次計画中は、市民の消費拡大と不要物の処分がすすみ、その結果、不燃物の排出量が大幅増加となり、目標不達成となった。
ガレキ	282	805	219	平成22年頃まで、がれきの搬出量は平均900トンであった為、目標値も805tを設定していた。しかしながら、近年一般家庭で使う材質が大きく変わり、がれきに分類される廃棄物が減少している。その結果、目標は達成された。
ペット・トレイ	65.88	67	17.52	民間業者が資源物として回収を始めたことにより、市への搬出が減少したため、目標は不達成となった。しかしながら、ペットボトル・食品トレイの資源化は増加し進んでいる。

4 今後の課題

本市におけるごみ処理の現状及び排出量の実績、目標の達成状況から考えられる課題を、以下のとおりまとめました。

(1) ごみの減量化・資源化に関する課題

●市民のごみに対する取り組みについて

ささゆりクリーンパークの開業より指定ごみ袋制度が始まり、ごみ減量政策も数多く進められてきた。

特に、クリーン作戦の実施、ボランティア団体等のごみ清掃が行われ、住民の意識改革が進み、本市のごみの排出量と1人1日当たりの排出量は減少してきた。

しかしながら、近年は下げ止まり傾向にある。これは、分別収集やリサイクルによる、個人でできるごみ減量の取り組みが広がったとはいえ、単身世帯や外国人市民の方等、生活スタイルや文化の違いが原因と考えられる生活層の市民が、減量と資源化の意識に結びついていない結果とも考えられ、さらに減量を行うためには、これまでの取り組みは当然のこと、今以上に違ったアプローチが必要となる。

●家庭ごみの発生抑制と資源ごみの分別に関する課題

本市の家庭系のごみ排出量は下げ止まり傾向にある一方、ごみの内容に変化が表れている。

以前の一般ごみは、燃えやすい紙や布が多くを占めていたが、そのごみの多くはリサイクルされ、現在は、水を含んだ紙ごみが大半となっています。

ふきん、雑巾等の布を使って汚れをとる生活様式から、ティッシュやキッチンペーパー、紙おしぼり、紙おむつ等、高品質で低価格の紙製品が多く使用されるようになり、使いきりで水を含んだごみが排出されるようになった。

農村地域での生ごみは、田畑で肥料として再利用される事が減り、家庭系ごみとして排出されるようになってきた。

また、若い世代や外国人市民の方等は、資源物の仕分けや、水切りなどの減量化はほとんど行わず、そのまま不燃物、生ごみとして廃棄されている事例もある。

●事業系のごみの排出削減に関する課題

事業系可燃ごみは、依然として紙類が多くささゆりクリーンパークに持ち込まれている。また、食品を扱う事業からは、多くの残飯や加工後の残骸が排出され、食品リサイクルに繋がっていない。

(2) 収集運搬、中間処理、最終処分に関する課題

●集積所の課題として、自治会管理をお願いしているが、不法投棄やマナー違反が多く、トラブルが後を絶たない。

また、小規模開発が進み、集積所の不足が懸念されている。

その他、高齢化社会が進むにつれ、地域の関係性が希薄になり、独居老人や障がい者の方が、ごみ集積所にごみを搬出することが難しくなっている。

●一般廃棄物収集運搬許可業者は現在4社となっている。廃棄物処分業許可業者は2社。浄化槽清掃許可業者は2社となっている。一般廃棄物事業は、市民満足の重要な基準であるため、この事業はほぼ毎日行われている。

●山之上がれき処分場は、水質検査の結果に問題はなく、自然環境に影響を及ぼす問題は発生していない。

5 ごみ処理基本計画方針

(1) 計画目標年度

本計画は、平成12年(2000年)に第1次一般廃棄物処理基本計画を策定し、平成24年(2012年)に第2次計画を策定した。第3次計画は令和3年(2021年)に策定し、これより10年後の令和12年(2030年)を目標年度として設定する。

(2) 計画処理区域

現況においても美濃加茂市では全行政区域が処理対象区域となっていることから、計画処理区域は行政区域全域とする。

(3) 計画収集人口

「美濃加茂市人口ビジョン」では2060年に人口57,000人を目標値に設定している。2035年まで人口増加を想定しており、2035年に59,213人の最大値を目指している。その後、徐々に減少する。そのことを踏まえ、本計画では、目標とする2030年の人口は、58,780人とする。

計画収集人口

計画収集人口＝行政区域内人口＝58,780人

6 ごみ排出量予測

* 令和元年度は実績。

* 令和元年度実績をベースに、令和12年（2030年）までごみ排出量を予測した。

年度	人口	ごみ排出量(単位：t)							一人一日当たりごみ排出量（単位：g）						
		可燃ごみ			不燃ごみ			合計	可燃ごみ			不燃ごみ			合計
		生活系	事業系	合計	生活系	事業系	合計		生活系	事業系	合計	生活系	事業系	合計	
R1	56,993	8,987.6	5,015.7	14,003.4	436.2	78.7	514.9	14,518.3	432.0	241.1	673.1	21.0	3.8	24.8	697.9
R2	57,308	9,035.8	5,043.1	14,078.9	438.4	79.1	517.5	14,596.3	432.0	241.1	673.1	21.0	3.8	24.7	697.8
R3	57,455	9,058.9	5,056.0	14,115.0	439.5	79.3	518.8	14,633.8	432.0	241.1	673.1	21.0	3.8	24.7	697.8
R4	57,602	9,082.1	5,069.0	14,151.1	440.7	79.5	520.1	14,671.2	432.0	241.1	673.1	21.0	3.8	24.7	697.8
R5	57,749	9,105.3	5,081.9	14,187.2	441.8	79.7	521.5	14,708.7	432.0	241.1	673.1	21.0	3.8	24.7	697.8
R6	57,896	9,128.5	5,094.8	14,223.3	442.9	79.9	522.8	14,746.1	432.0	241.1	673.1	21.0	3.8	24.7	697.8
R7	58,043	9,151.6	5,107.8	14,259.4	444.0	80.1	524.1	14,783.6	432.0	241.1	673.1	21.0	3.8	24.7	697.8
R8	58,190	9,174.8	5,120.7	14,295.5	445.2	80.3	525.5	14,821.0	432.0	241.1	673.1	21.0	3.8	24.7	697.8
R9	58,337	9,198.0	5,133.7	14,331.7	446.3	80.5	526.8	14,858.4	432.0	241.1	673.1	21.0	3.8	24.7	697.8
R10	58,484	9,221.2	5,146.6	14,367.8	447.4	80.7	528.1	14,895.9	432.0	241.1	673.1	21.0	3.8	24.7	697.8
R11	58,631	9,244.3	5,159.5	14,403.9	448.5	80.9	529.4	14,933.3	432.0	241.1	673.1	21.0	3.8	24.7	697.8
R12	58,780	9,267.8	5,172.6	14,440.5	449.7	81.1	530.8	14,971.3	432.0	241.1	673.1	21.0	3.8	24.7	697.8

* 令和元年度の減量推進を実施した場合、一人一日当たりの排出量は現状維持となる。

7 ごみ処理基本計画目標



(1) 目標年度・目標値

目標年度は、本計画の終了年度、令和12年度（2030年）とする。

ごみ予測値から市民・事業者の目標値を設定する。

項目	実績値		目標数	目標値算出方法
	平成26年	令和元年	令和12年	
人口	55,185 人	56,993 人	58,780 人	美濃加茂市 人口ビジョンよ り
家庭系ごみの1人1日当たりの排出量（g/人・日） がれき（m ³ /人・日）				
可燃ごみ	442 g	432 g	422 g	毎日減量10 g
不燃ごみ	18 g	21 g	18.9 g	10%減
がれき	11 c m ³	10 c m ³	9 c m ³	10%減
事業系ごみ排出量（t/年）				
可燃ごみ	5,533 t	5,016 t	4,800 t	5%減
不燃ごみ	54 t	79 t	70 t	10%減

※ 資源回収については、すべて資源となるため目標は定めない

(2) 廃棄物処理・収集・運搬に係る計画

① 廃棄物処理

「美濃加茂市第6次総合計画」において、地域再生に取り組み、ごみの排出減量を計画の一部として掲げている。

そのため、ごみ問題については、環境への負担を軽減させるため、※4Rの行動を推進し、効率的な資源回収を行い、循環型社会の実現をめざすと共に、1日1人あたりのごみ排出量の削減を掲げることとする。

第3次廃棄物処理基本計画の骨格は、「4Rの推進」、「ごみ排出抑制」に加え、「不適正排出の防止」「毎日大きじ1杯削減」を基本方針として設定する。

※4Rとは、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル

② 収集・運搬

ごみ処理は、生活系ごみについては本市、事業系ごみについては事業者の責務であり、それぞれが適正に実施するものとする。

ごみの適正処理を継続していくため、収集・運搬の責務を有する市および事業者に対し、収集・運搬に係る基本方針を「ごみの分別収集の徹底、対象外の混入を防止する。」と定める。

③ 収集の範囲

ごみの収集区域は、市内全域とする。

④ 収集・運搬・分別の方法

本市では、平成11年4月から「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）、平成7年6月制定」第8条にもとづき、容器包装廃棄物の分別収集を開始している。

対象とする容器包装廃棄物および分別の区分、収集方法、選別・保管者は下記の表「分別収集の実施主体等」となっており、この収集方法（分別品目、収集積所、収集方法、収集回数および手数料）は表「生活系ごみの収集方法」とおりである。

分別収集の実施主体等

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬	選別・保管
缶	アルミ	缶類	委託業者による定期回収 集団回収	組合施設 民間業者
	スチール			
ビン	無色ガラス	ビン類	委託業者による定期回収 集団回収	組合施設 民間業者
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙	紙パック	紙パック	集団回収 民間業者による定点回収	民間業者
	段ボール	段ボール		
	その他紙製容器包装	その他の紙		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期回収	民間業者による定点回収
	発泡スチロール・食品トレイ	発泡スチロール・食品トレイ	民間業者による定点回収	

生活系ごみの収集方法

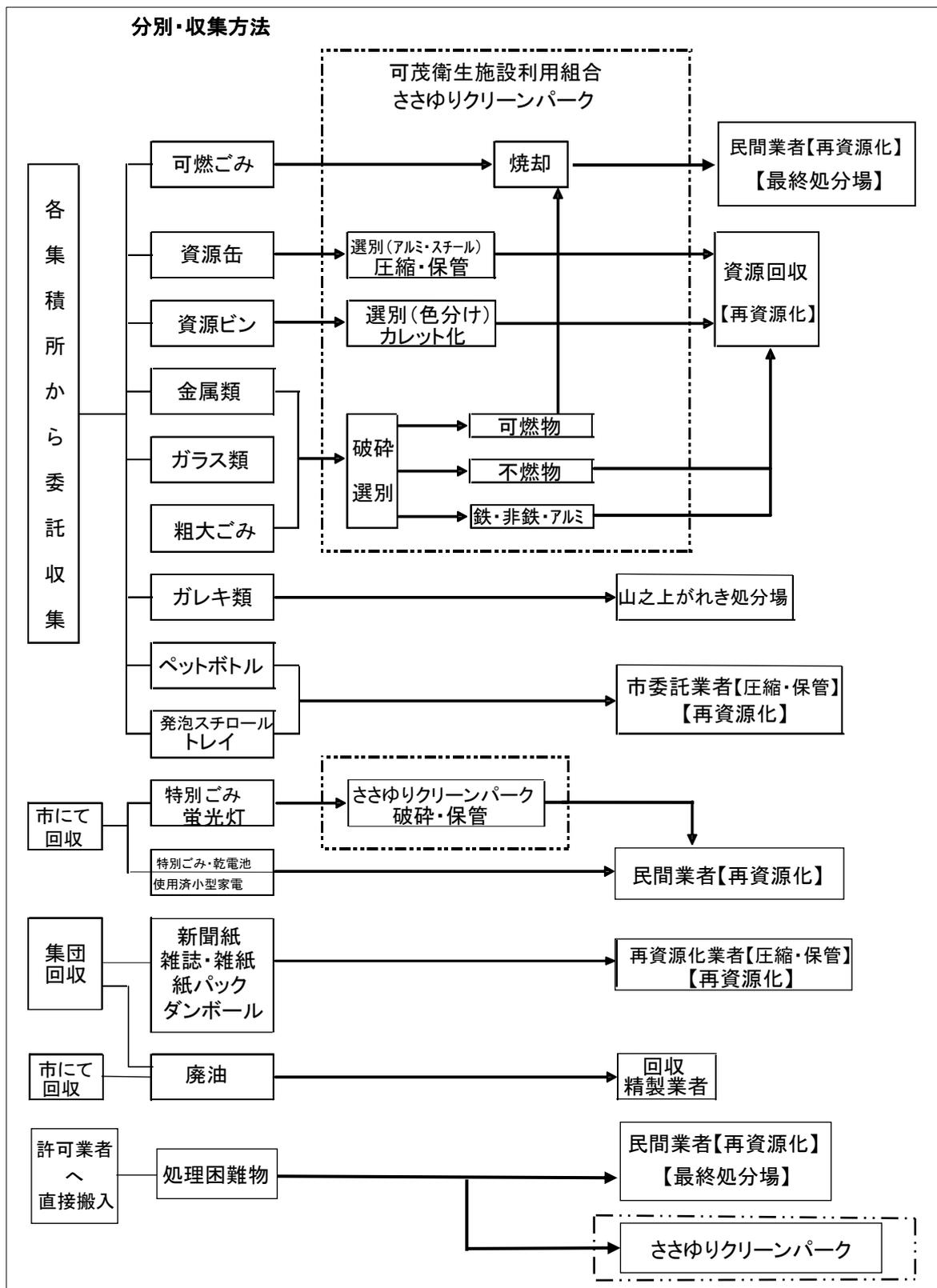
区分	分別品目	収集場所	収集方法	収集回数	処理手数料
可燃物	① 可燃ごみ	可燃物集積所		週 2～3 回	1 袋 20 円(小)・30 円(大)
資源物	② 飲食用缶	不燃物集積所	指定袋	月 1 回	1 袋 10 円(小・大)
	③ 飲食用ビン				
	④ ペットボトル ⑤ 発泡スチロール・トレイ	指定集積所	据付「ネット袋」	年 6 回	無料
不燃物	⑥ 飲食用缶以外の金属類	不燃物集積所	指定袋	年 6 回	1 袋 20 円(小)・30 円(大)
	⑦ 飲食用ビン以外のガラス類				
粗大ごみ	⑧ 150 cm × 80 cm × 60 cm まで 品目指定した物		シール方式	月 1 回	1 枚 500 円
	⑨ 150 cm × 80 cm × 60 cm 以上 ⑧以外の物	戸別収集	許可業者が 収集	随時	許可業者の価格
がれき類	⑩ 瓦、コンクリート破片、陶磁器類	不燃物集積所	エフ方式	年 4 回	300 kg 以内は無料
		処分場へ直接搬入		随時	300 kg 以上は 100 kg 毎 300 円
特別ごみ	⑪ 廃乾電池	回収箱(公共施設)	特になし	随時	無料
	⑫ 蛍光灯・水銀体温計	回収箱(市役所・連絡所)	特になし		
使用済小型家電	⑬ 携帯電話・ゲーム機	回収箱(市役所・連絡所)	特になし	随時	無料
処理困難物	⑭ ①～⑬以外の物	許可業者	指定業者へ 個人で搬入	随時	許可業者の価格
戸別収集	⑭ 個人が直接許可業者と契約を交わした物	戸別	戸別	随時	許可業者の価格

この分別収集計画においては、表「分別収集の対象外のごみ」に示す①処理施設（ささゆりクリーンパーク）で処理できないエンジンや農薬等、②引越しなどで一度に多量に出るごみ、③商店や会社などの事業活動により生じるごみは収集対象外となっており、これらは販売店又は処理業者、市の許可業者により収集・処理することとなっている。

分別収集の対象外のごみ

区 分	品 目	収集方法
① 処理施設で処理できない物	モーター、エンジン、消火器、原動機付自転車、自動二輪車、ピアノ線、農薬、容器入り薬品、鋼塊、鉄板製マンホール蓋、耐火金庫、ワイヤーロープ、ユニットバス、ホーロー浴槽、FRP浴槽、タイヤ、ホイール、バッテリー、ボーリングの球、農機具、自動車部品、プロパンガスボンベなどの爆発の危険性のある物	販売店や処理業者による引取り
② 一度に多量に出るごみ	引越しなどで、一度に多量に出るごみ	市の許可業者(相談)
③ 事業活動によるごみ	商店、飲食店、会社などの事業活動から出たごみ	市の許可業者(相談)

以上の分別収集計画における排出、収集、処理（選別・保管）の流れをフロー図として示すと図「分別・収集方法」となる。



(3) 循環型社会形成推進地域計画

循環型社会形成推進地域計画は、本市のごみは可茂衛生施設利用組合の処理施設「ささゆりクリーンパーク」により処理されている。このため、本市のみの計画人口、排出量等の基礎数値による排出計画では、循環型社会形成推進地域計画を策定することはできない。

この計画については、可茂衛生施設利用組合が主体となり、構成市町村と協議し策定するものとする。

(4) 最終処分場に係る計画

可茂衛生施設利用組合での処分対象外となるがれき類（瓦、コンクリート破片、陶磁器類）については、美濃加茂市山之上がれき処分場で埋め立て処分を行っている。

美濃加茂市山之上がれき処分場の埋立容量は 159,600 m³であり、平成8年7月の埋立開始後、平成31年3月までに重量で26,012トン、容量で18,945 m³が処分されている。

山之上がれき処分場の埋立実績

所在地	美濃加茂市山之上町	
埋立地の規模	全体面積	44,794.6 m ²
	埋立面積	44,794.6 m ²
	埋立容量	159,600.0 m ³
埋立方法	サンドイッチ式の埋立処分	
放流先河川	農業用排水路 → 蜂屋川	
埋立期間等	埋立開始	平成8年7月24日
	埋立終了	令和18年3月
	埋立期間（計画）	40年間
埋立実績	H8～H12（5年間分）	6,584 m ³
	H13～H17（5年間分）	6,168 m ³
	H18～H22（5年間分）	4,026 m ³
	H23～H27（5年間分）	1,441 m ³
	H28～H31（4年間分）	726 m ³
	合計	18,945 m ³ 残量 140,655 m ³

山之上がれき処分場の埋立容量 159,600 m³は、年平均で 14,364 トン/年（がれき 1.8 トン = 1 m³）の埋立を平成 29 年まで（20 年間分）として計画されたものであるが、平成 19 年以降がれきの処分量が減少してきた、現在では、年間 200 m³を前後する処分量となり、極端にがれきが発生しない限り埋立容量は不足しないと判断できる。

そのため、平成 29 年に令和 19 年度まで（さらに 20 年間分）埋立期間を延長した。

よって、年間処分数量 200 m³を計画とする。

8 基本計画達成のための施策

（１） 減量化・排出抑制に係る施策

ごみ減量化、排出抑制、さらに再資源化に関して、市民、事業者、当市が協力し減量化活動、リサイクル活動に積極的に取り組み、循環型社会形成推進地域計画に従い、減量・排出抑制する必要がある。

先に示した課題に基づき、施策の体系を以下のとおりとする。

1 ごみの減量に向けた意識の向上と取り組みへの支援	
	
1) イベント・広報による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ① 市の広報誌・ホームページによる啓発 ② 環境美化推進委員による啓発・研修会 ③ ごみ分別説明会 ④ ささゆりクリーンパーク見学会 ⑤ 商業施設における啓発活動 ⑥ スポーツイベントにおける啓発活動 ⑦ 530さんぽ事業による啓発 ⑧ クリーン作戦の実施
2) 環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 小学生に向けた環境に関する出前講座 ② 小学生に向けたカワゲラウォッチング
3) ごみ排出マナーの指導	<ul style="list-style-type: none"> ① 排出現場での直接指導 ② アパート等の管理者に対する指導 ③ 外国人市民に対する指導

2 家庭系ごみの発生抑制・資源分別排出に向けた環境の整備



1) 家庭ごみの発生抑制

- ① 家庭ごみ収集日一覧表（カレンダー）の配布
- ② レジ袋の削減・有料化の推進
- ③ 食品ロス削減・食べきり運動の推進
- ④ 生ごみ処理機等の購入補助
- ⑤ 生ごみ減量化の推進（スプーン1杯ごみ減量運動）
- ⑥ 資源回収団体の支援
- ⑦ 資源回収ステーションの推進
- ⑧ ごみ分別一覧表の推進

2) ごみと資源の分別収集の充実

- ① 資源物の回収
- ② 有害ごみ・危険ごみの分別収集
- ③ リサイクル拠点の増設
- ④ 小型家電の回収
- ⑤ 水銀が含まれる製品（体温計・温度計・血圧計等）の回収
- ⑥ 処理困難物の回収（スレート・耐火金庫等）
- ⑦ 回収できない物の廃棄案内

3) 家庭ごみの処理手数料の適正化

- ① ごみ処理手数料の見直し
- ② 処理困難物手数料の見直し

3 事業系ごみにおけるごみの発生抑制・資源化の取り組みの促進



1) 事業系ごみの発生抑制及び資源化に向けた取り組み

- ① 廃棄物減量計画に基づいた適正実施
- ② 事業者向け資源回収業者の情報提供
- ③ 事業系ごみの実態調査
- ④ リサイクルへの誘導
- ⑤ 3010運動の推進

2) 事業系ごみの処理手数料の適正化

- ① 事業系ごみの処理手数料の適正化

4 適正なごみ処理体制の確保



1) 収集運搬計画

- ① 効率の良い収集計画

2) 中間処理計画

- ① 適正な中間処理
- ② 搬入物実態調査の実施
- ③ 一般家庭からの直接搬入ごみの確認

3) 最終処分計画

- ① 最終処分場の安定的活用

4) 施設運営計画

- ① 運営管理の最適化
- ② 環境関連定期検査の実施

5) 不法投棄・散乱ごみへの対策

- ① 不法投棄の監視等の強化
- ② 警察等関係機関との連携・罰則規定の周知
- ③ クリーン作戦・地域一斉清掃の実施
- ④ ボランティア活動による清掃
- ⑤ 集積所管理費助成
- ⑥ 監視カメラ等設置補助事業
- ⑦ 自治会未加入者への周知
- ⑧ 外国人市民コミュニティーとの協働

6) 災害ごみへの対策

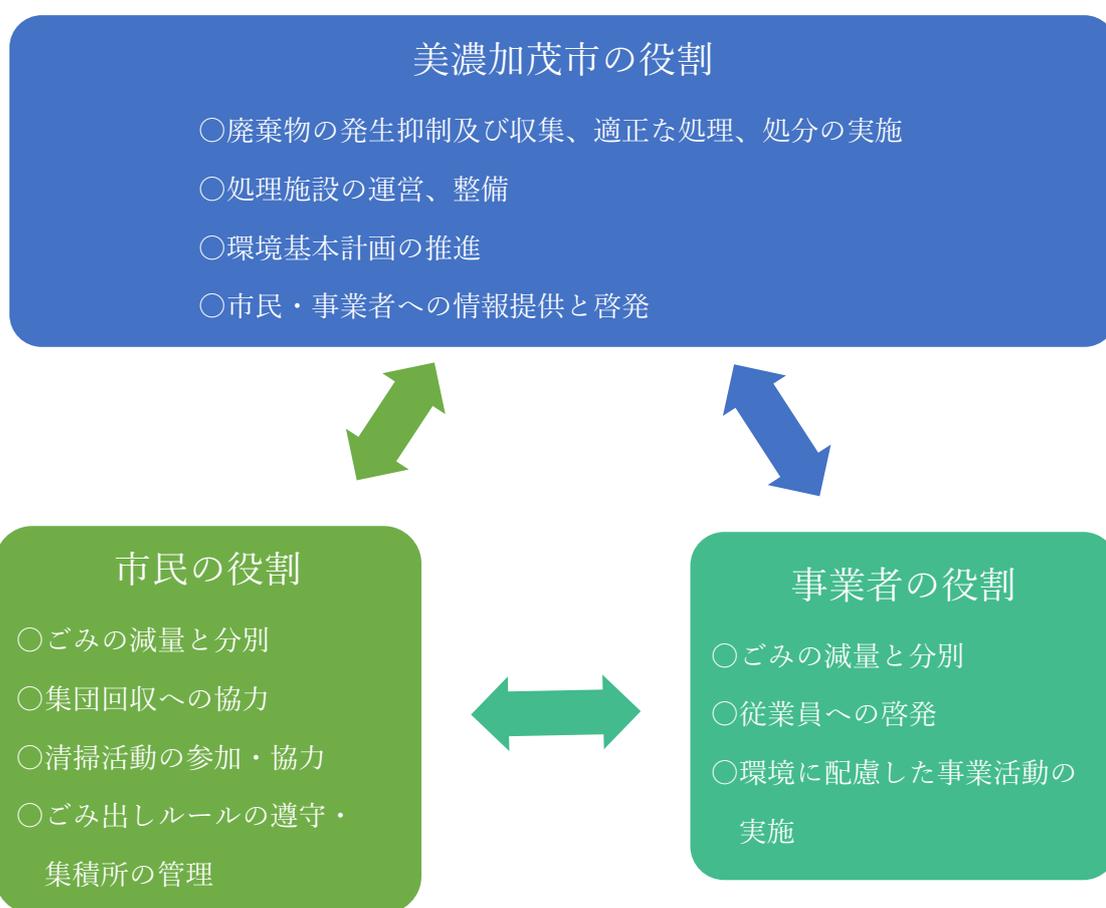
- ① 適正な災害ごみ対策
- ② 災害廃棄物処理計画に基づいた運営実施

9 計画推進体制の充実

**** 市民・事業者・関係団体・自治会・行政の協力強化 ****

計画推進には、それぞれの立場からそれぞれの力で計画推進に向け責任を果たす必要があります。

お互いに、知恵と力を出し合い、当市の循環型社会を目指します。



第3章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の基本と現状及び課題

(1) 生活排水の基本と現状

生活排水処理で認められている処理形態は、下記の表のとおりである。

処理の種類	処理の主体者	処 理 形 態
集合処理	市	公共下水道事業
		特定環境保全公共下水道事業
		農業集落排水事業
個別処理	設置者 (個人・事業所等)	合併処理浄化槽 【上記3形態で生活排水を処理することができない地域（三和町全域など）】

※上記の公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業を以下「下水道事業」という。

(2) 生活排水の課題

全ての処理形態の区域において、下水道事業への接続や合併処理浄化槽への転換がなされず、単独処理浄化槽や汲み取りによりし尿処理し、生活雑排水が処理されることなく排出されていることから、道路側溝や雨水排水路等が汚れ、悪臭が発生しているケースも少なくない。

住環境の悪化 ・ 河川の水質悪化

★用語の説明

- ・生活排水 : し尿及び生活雑排水（台所・風呂・洗面等）
- ・下水道事業 : 処理の主体者は市で、一定の区域において全ての生活排水を管路等に接続し、終末処理場で一括処理
- ・合併処理浄化槽 : 処理の主体者は設置者で、し尿及び生活雑排水の両方を処理
- ・単独処理浄化槽 : 処理の主体者は設置者で、し尿のみを処理し、生活雑排水は未処理のまま排出（現在は設置不可）
- ・汲み取り : 処理の主体者は設置者で、し尿を汲み取りにより排出し、生活雑排水も未処理のまま排出（現在は設置不可）

2 生活排水処理の理念及び基本方針

(1) 理念

全ての生活排水が、それぞれの決められた処理形態により適切に浄化される



快適な住環境を整え、清流を守り、よりきれいな川を後世に引き継ぐ

→ SDGs      の持続可能な社会

(2) 基本方針

- ①全ての生活排水は、下水道事業又は合併処理浄化槽によって適切に処理されるものとする。
- ②処理の主体者は、生活排水の処理設備（下水道事業にあつては終末処理場、合併処理浄化槽にあつては浄化槽）を適切に維持管理するものとする。
- ③市は、生活排水の適切な処理の必要性を広く市民に周知するとともに、下水道事業区域内にあつては、単独処理浄化槽及び汲み取りの設置者に対して下水道への接続を指導するものとする。

3 計画目標年次

この計画の目標年度は2030年度（令和12年度）とする。

4 生活排水人口の状況

処 理 形 態	2008年度 (平成20年度)		2019年度 (令和元年度)		2030年度 (令和12年度) 予測	
	人 口	水洗化率 (2/1×100)	人 口	水洗化率 (2/1×100)	人 口	水洗化率 (2/1×100)
1 計画処理区域内人口	50,079 人		57,308 人		58,780 人	
2 水洗化人口	39,900 人	79.7%	53,129 人	92.7%	56,727 人	96.5%
(1) 公共下水道事業	27,868 人	55.6%	39,746 人	69.4%	45,770 人	77.9%
(2) 特定環境保全公共 下水道事業	4,956 人	9.9%	5,529 人	9.6%	5,815 人	9.9%
(3) 農業集落排水事業	2,447 人	4.9%	2,561 人	4.5%	2,539 人	4.3%
(4) 合併処理浄化槽	4,629 人	9.3%	5,293 人	9.2%	2,603 人	4.4%
3 単独処理浄化槽	4,224 人		2,493 人		1,224 人	
4 汲み取り	5,955 人		1,686 人		829 人	
合 計	50,079 人		57,308 人		58,780 人	

下水道事業の整備完了、合併処理浄化槽の普及により、水洗化人口・水洗化率は着実に増加している（しかし、現在も単独浄化槽・汲み取りは存在している）。

5 生活排水等の処理基本計画

(1) 生活排水の処理計画

①下水道事業区域及び合併処理浄化槽設置区域においては、単独処理浄化槽設置者及び汲み取り便槽設置者に対し、引き続き下水道への接続・合併処理浄化槽への転換を指導・啓発する。

②下水道事業のうち、蜂屋川公共下水道事業、下米田特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業（3地区）における区域外接続については、地震等で下水道施設（管路・処理場）が使用不可能となった場合の防災的観点から、接続を認めないこととし、合併処理浄化槽の設置を義務付ける。

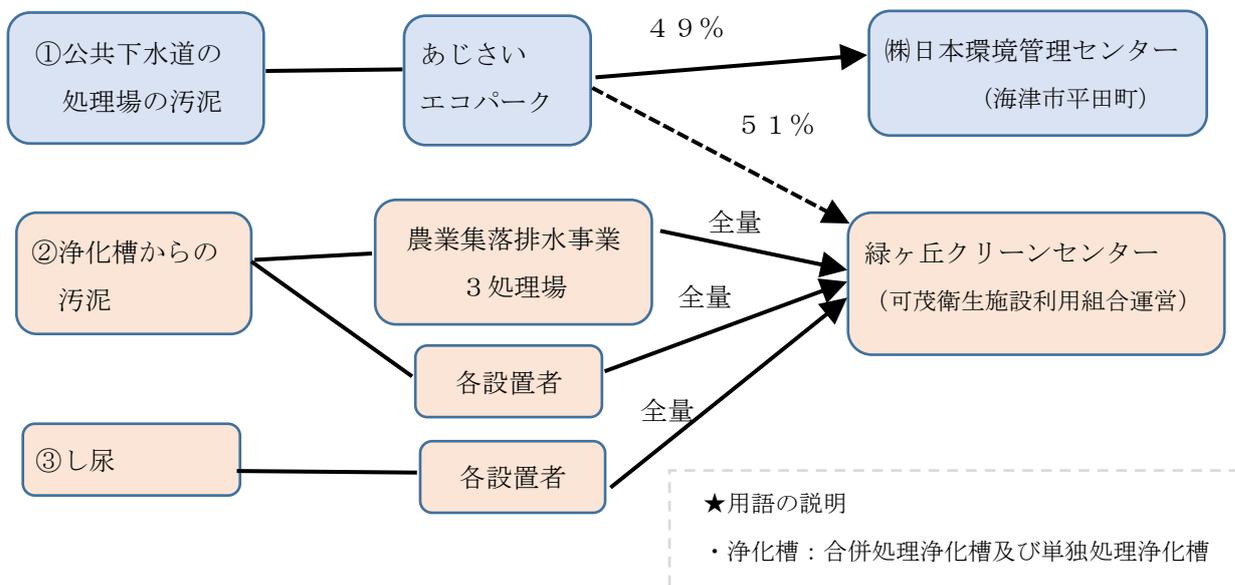
生活排水処理計画の概要

区分	整備種別	2019年度 (令和元年度)	2030年度 (令和12年度)計画
		汚水量	汚水量
水洗化	公共下水道事業	13,380.8 m ³ /日	18,202.0 m ³ /日
	特定環境保全公共下水道事業	1,837.9 m ³ /日	2,159.0 m ³ /日
	農業集落排水事業	704.0 m ³ /日	704.0 m ³ /日
	合併処理浄化槽	— m ³ /日	— m ³ /日
水洗化計		15,922.7 m ³ /日	21,065.0 m ³ /日
合計		15,922.7 m ³ /日	21,065.0 m ³ /日

★用語の説明

- ・生活排水等：生活排水に下水道汚泥及び浄化槽汚泥を加えたもの
- ・汚泥：下水道施設及び浄化槽の処理工程で発生する廃棄物

(2) し尿・汚泥の処理計画



あじさいエコパークの一部の汚泥を除く、し尿及び汚泥の収集は、許可業者が浄化槽清掃業務と併せて収集し、緑ヶ丘クリーンセンターへ搬送

↓

脱水処理後に焼却

↓

その残渣を組合内の一般廃棄物最終処分場へ埋め立て（汚泥の一部はコンポスト化し、業者に逆有償で引き取り）

今後も、現行の収集・運搬・処理形態で運用するものとするが、し尿処分の減少が予想され、下水道事業区域外から発生する合併処理浄化槽汚泥について現況を加味し、今後の排出量の計画を下記のとおりとする。

し尿・汚泥の排出量計画

項目	2008年度 (平成20年度)	2019年度 (令和元年度)	2030年度 (令和12年度) 計画
下水道汚泥	1.48 t/日	2.70 t/日	3.28 t/日
浄化槽汚泥	28.07 t/日	26.79 t/日	25.55 t/日
し尿	8.79 t/日	4.00 t/日	1.82 t/日
合計	38.34 t/日	33.49 t/日	30.65 t/日

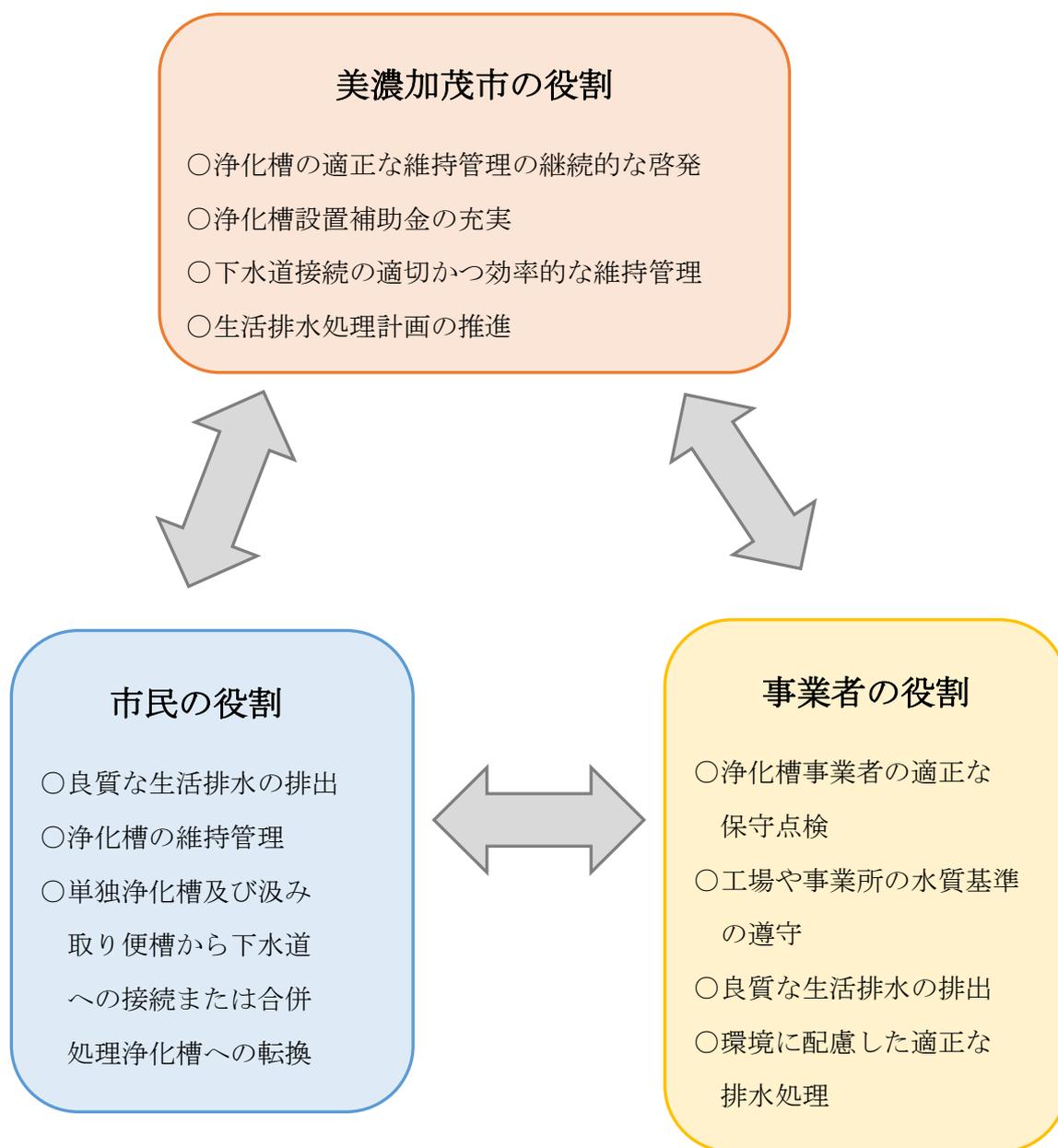
6 基本計画達成のための施策

1 下水道事業区域内の接続率の向上 
1) 下水道への接続依頼の啓発
① 市の広報誌・ホームページによる啓発 ② 単独浄化槽及び汲み取り便槽設置者に対する個別文書の送付（継続）
2) 単独浄化槽の撤廃促進
① 既存の単独処理浄化槽撤去費用の補助 ② 個別事案に対する相談
2 高度処理型浄化槽設置の普及促進 
1) 合併処理浄化槽設置者に対する補助制度の継続
① 設置者への補助及び市単独奨励制度の継続 ② 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に係る宅内配管工事費用の助成
2) 処理能力の高い合併処理浄化槽の設置促進
① 新設された「高度窒素除去能力を有する高度処理型浄化槽」の設置啓発 ② 処理能力に応じた市単独奨励金額の設定

3 施設及び処理場の適切な管理   	
1) 公共下水道処理施設の管理	<ul style="list-style-type: none"> ① 各務原浄化センターから経営状況を確認 ② センターの長寿命化検討 ③ センターの効率的な運転による経費の削減
2) あじさいエコパーク・農業集落排水処理施設の管理	<ul style="list-style-type: none"> ① 終末処理場の効果的な運転による経費の削減 ② 老朽化した施設の適正な維持管理
4 浄化槽の適正な維持管理の指導   	
1) 浄化槽の適正な維持管理の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ① 浄化槽設置者に適正な維持管理を啓発 ② 市の広報誌・ホームページによる啓発
2) 維持管理が不十分な浄化槽設置者への指導	<ul style="list-style-type: none"> ① 県環境課と連携し、浄化槽設置者へ指導、啓発 ② 市民からの悪臭通報による確認、対応 ③ 外国人市民への周知
5 家庭及び事業所から出る生活排水の水質改善    	
1) 家庭から出る生活排水の水質改善	<ul style="list-style-type: none"> ① 市の広報誌・ホームページによる啓発 ② 下水道教室による子どもたちへの学習機会の創設（継続） ③ 外国人市民への周知
2) 事業所から出る生活排水の水質改善	<ul style="list-style-type: none"> ① 有害物質の適切な処理の指導 ② 特定施設設置届の周知 ③ 水質基準の遵守の啓発

7 計画推進体制の充実

計画推進には、下記のとおりそれぞれの立場（市民・事業者・市）から役割を果たす必要があります。





*Walkable City
Minakama*

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

